

貿易保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 用語の定義

この政令において、「前払購入契約」等とは、それぞれ貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）に規定する前払購入契約等をいうものとする事。

（第一条関係）

第二 信用状確認契約等の定義

信用状確認保険等の対象となる信用状確認契約等において定められることが必要な事項を定める事。

（第二条関係）

第三 株式会社日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険

株式会社日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険として、前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなった場合に外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によって前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として填補する保険等を追加すること。

（第三条関係）

第四 普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険

普通貿易保険及び出資外国法人等貿易保険の対象となる輸出者等が保険契約の締結後生じた外国における戦争等により新たに負担すべきこととなった費用として、輸出貨物等の運賃等を追加すること。

(第八条及び第十一条関係)

第五 海外投資保険

海外投資保険の保険事故の事由に、事業の遂行上重大な支障の発生（一月以上の期間継続している場合に限る。）を追加すること。

(第二十一条関係)

第六 スワップ取引保険

スワップ取引保険の対象となる債権として、スワップ取引の解約に伴う清算金等を定めること。

(第二十六条関係)

第七 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 附則

この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十五号）の施行の日（令和四年七月

一日)から施行すること。